

記者提供資料
令和2年9月25日(金)
危機管理課(担当:西垣)
電話 559-5057(直通)内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第72報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度
新型コロナウイルス感染症傷病手当金制度の適用期間延長について
(福祉共生部健康推進室国保医療課)

別紙1のとおり

別紙 1

国民健康保険、後期高齢者医療制度 新型コロナウイルス感染症傷病手当金制度の適用期間延長について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染が疑われる被保険者が休業した場合の補償を目的とした「傷病手当金制度」を4月に新設し、現在も受付を行っています。
このたび、厚生労働省からの通知に基づき、これまで令和2年1月から令和2年9月
末までの休業を対象としていたものを、令和2年12月末までに延長します。

2 実施内容

【対象】

国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者でありかつ被用者(給与等の受給者)で、新型コロナウイルス感染症に感染した人または感染が疑われることにより、就労できない日が4日以上続き、給与等の全部または一部を受けることができなかった人。

【傷病手当金支給額】

就労ができなくなった日から起算して4日目からの給与等に相当する額の2/3
例) 日額5千円※で12日間仕事を休んだ場合 5千円×(12日-3日)×2/3=3万円
※給与等の日額は直近の継続した3か月間の給与等合計額を就労日数で割り算出

【適用期間】

改正前 令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で就労できない期間



改正後 令和2年1月1日から令和2年12月31日の間で就労できない期間

福祉共生部 健康推進室
国保医療課 (担当: 藤田)
直通: 559-5049 (直通) 内線 2550